平成２１年（フ）第１３９４号
宮城県名取市植松３丁目２番１号
債務者　土屋　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９５号
宮城県名取市植松３丁目２番１号
債務者　土屋　敬二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
岐阜県各務原市那加新那加町27番地８テラスノバ新那加ツインウエスト402号
債務者　髙橋　　晶（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８８号
岐阜県郡上市大和町万場2922番地４
債務者　山下　幸代（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６１６号
岐阜市下鵜飼1656番地21
債務者　北村　美晴
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２３２９号
愛知県大府市梶田町３丁目85番地
債務者　三丸ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３９号
三重県津市河芸町千里ケ丘73番地　Ｒ５－401
債務者　杉野　照雄
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４７号
三重県津市桜田町２番36号リビングタウンさくらだ103
債務者　楓　　達也
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１７号
滋賀県彦根市大藪町192番地Ａ－108号
債務者　谷口　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６９８号
兵庫県尼崎市大物町１丁目３番14号エメラルド大物206号
債務者　木村こと　李　　繁男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１４号
兵庫県姫路市砥堀499番地３
債務者　桝田美代子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０９１号
広島市安佐南区緑井６丁目10番６―102号
債務者　宮城　明子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９２号
広島市安佐南区緑井６丁目10番６―102号
債務者　宮城　吉久
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７９号
広島市西区福島町２丁目９番４―101号
債務者　川邊　富子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２３号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地４
債務者　田中　良和
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２４号
広島県東広島市高屋町大字郷1123―36、住民票上の住所広島県東広島市高屋町小谷1406番地４
債務者　田中　芳美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７７号
広島県東広島市安芸津町風早1141番地５
債務者　花岡　健司
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部